第二条第四項中「又は第五号」を「から第六号まで」に改める。

第四条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三　給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある職員（その日に平成二十三年度減額改定対象職員であつた者に限る。）　前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定及び給与改定特例法第五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日に受けていた」とする。

第四条第四項第一号中「前項第二号又は第三号」を「前項」に改め、同項第二号中「（前項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「前項第二号又は第三号」を「前項」に改め、同項第三号及び第四号中「前項第二号又は第三号」を「前項」に改める。

第六条の二第四項を次のように改める。

4　次の各号に掲げる職員に対する第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　第二条第二項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある仮定減額支給対象職員（その日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）第一条の規定による改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。第六条の四第四項第一号において同じ。）　第一項第一号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員（その日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）第一条の規定による改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）第一条の規定による改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。以下この項において同じ。）」と、同号イ中「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について平成二十二年改正法の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、同号ロ中「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について平成二十二年改正法の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、同号ロ中「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について平成二十二年改正法の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額について平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、同項第二号及び第三号中「において減額支給対象職員」とあるのは「において仮定減額支給対象職員」とする。

二　第二条第二項各号に定める日が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある減額支給対象職員　第一項第一号イ中「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額について給与改定特例法第二条の規定によるものとした場合の俸給月額」と、同号ロ中「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」と、「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額について給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」とする。

4　次の各号に掲げる職員に対する第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　異動の日等が平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までの間にある仮定減額支給対象職員　第一項中「減額支給対象職員」とあるのは「仮定減額支給対象職員（その日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号。以下この項において「平成二十二年改正法」という。）第一条の規定による改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合に減額支給対象職員に該当することとなる職員をいう。）」と、「受けていた俸給月額」とあるのは「係る俸給月額について平成二十二年改正法の施行の日における平成二十二年改正法第一条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額」とする。

二　異動の日等が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある減額支給対象職員　第一項中「受けていた俸給月額に支給割合」とあるのは「係る俸給月額について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額に支給割合」と、「（異動の日等に受けていた」とあるのは「（異動の日等に係る俸給月額について給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の」と、「号俸の俸給月額」とあるのは「号俸の俸給月額について給与改定特例法第二条の規定によるものとした場合の俸給月額」と、「受けていた俸給月額から」とあるのは「係る俸給月額について給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定によるものとした場合の俸給月額から」とする。

附　則

この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）に基づき、人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二〇―三

人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二〇（平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「特定職員」を「複数事由該当職員」に、「規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条及び次条第一項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第一項において同じ。）以後」に、「百分の九十九・五九」を「百分の九十九・一」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に、「百分の九十九・四四」を「百分の九十八・九四」に改め、同条第二項中「特定職員」を「複数事由該当職員」に、「給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては」を「特定職員にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後」に改める。